

## 社会福祉法人日進市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱

令和6年2月14日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域のボランティア活動を支援するため、社会福祉法人日進市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置するボランティアセンターに登録するボランティア団体(以下「登録団体」という。)に対する助成金の交付に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この助成金は、地域福祉の充実や発展とともに、登録ボランティア団体の活動の活性化や活動を安定的かつ継続的に行うことができるよう支援することを目的とする。

(対象となる団体)

第3条 この助成の対象は、本会ボランティアセンターに登録し、次のすべての事項に該当するものとする。

- (1)本会のボランティアセンターに登録し、ボランティアセンターの活動に協力を希望する団体
- (2)主に日進市内でボランティア活動を行う団体
- (3)団体構成員が自主的に会を運営し、活動計画を毎年作成し、自主的かつ継続的な活動をしている団体
- (4)団体の規約等を定め、団体の名称、目的、役員、会員の構成等が確認でき、年間支出の2割以上の会費を徴収している団体
- (5)団体構成員以外の市民に対し開放された活動を行う団体
- (6)市民のQOL(生活の質)の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される活動をする団体

2 次の団体は対象外とする。

- (1)にしんぶらっとホーム事業を受託している団体
- (2)宗教活動、政治活動、営利活動を行う団体
- (3)反社会勢力と関係のある団体
- (4)その他、本会会長が不相当と認める団体

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成対象となる経費は別表1に、金額は別表2に掲げるとおりとする。

(助成対象期間)

第5条 助成対象の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(助成金交付申請及び請求)

第6条 助成金の交付を受けようとする登録団体は、ボランティア活動助成金交付申請書(第1号様式)にボランティア登録証又はボランティア登録票の写、活動収支予

算書(第2号様式)、活動計画書・活動報告書(第3号様式)を添えて毎年5月末日(日曜日の場合はその前日)までに本会会長に提出する。

(助成金交付決定)

第7条 本会会長は、前条による申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めた場合はボランティア活動助成金交付決定通知書(第4号様式)、適当でないと認めた場合はボランティア活動助成金交付不承認通知書(第5号様式)により申請登録団体に通知する。

(助成金の交付)

第8条 本会会長は、前7条の交付決定を通知した登録団体に対し、指定口座への振り込みによって、助成金を交付する。

(実績報告)

第9条 助成金の交付を受けた登録団体は、次に掲げる書類を添付して翌年度4月10日(日曜日の場合はその前日)までに本会会長に提出する。

(1) ボランティア活動助成金実績報告書(第6号様式)

(2) 活動収支決算書(第7号様式)

(3) 活動計画書・活動報告書(第3号様式)

(4) ボランティア活動助成金の使途に該当する全ての領収書

(助成金の返還)

第10条 本助成金を受けた団体は、次の事項に該当するときは、助成金の交付を取り消し、助成金の一部又は全額に対し、ボランティア活動助成金返還請求書(第8号様式)により返還しなければならない。

(1) 虚偽申請や違反が発覚した場合

(2) 助成金の余剰分が発生した場合

(資料等の保管)

第11条 本助成を受けた団体は、本助成に関する資料及び機材等を5年間保存するものとする。

(財源)

第12条 助成金は、本会会費を財源とし、その年度の予算の範囲内とする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

## 付則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

この要綱は、平成9年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から全改正し、施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から一部改正し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から一部改正し、施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から一部改正し、施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

項目	助成対象経費	助成対象外経費
諸謝金	講師・専門家・出演者等に対する謝礼	1 回あたり 501 円以上の団体構成員への謝礼、人件費等
旅費	団体構成員以外の講師・専門家・出演者などに対する交通費、旅費	団体構成員への交通費、旅費
消耗品費	文房具、雑貨、コピー用紙等の事務用品、タオル、洗剤等の日用品消耗品、工具などの器具消耗品等で 1 つあたり 10,000 円未満のもの	1 つあたり 10,000 円以上のもの（備品費に該当する）
印刷製本費	広告宣伝費、立て看板費、チラシ・ポスター印刷費、資料等印刷費、プログラム等印刷費、各種デザイン料等	
備品費	団体構成員だけでなく、構成員以外の参加者が使用できる備品で、1 つあたり 10,000 円以上のもの	会場に据付型の備品費 1 つあたり 10,000 円未満のもの（消耗品費に該当する）
通信運搬費	事業に係る郵便等の通信費	インターネット接続費 電話、メール、FAX 代
会議費	事業に係る会議用飲み物（1 名あたり 120 円以内）	茶菓子代、食事代
使用料・賃借費	事業及びその打合せに係る、会場使用料、機材・機器等の賃借料	
ボランティア保険料	ボランティア活動保険の掛金	
その他事業費	上記以外で、事業実施に必要不可欠であると本会会長が認めたもの	

別表 2 (第 4 条関係)

種類	助成対象経費	助成対象外経費
ボランティア活動助成	諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、備品費、通信運搬費、会議費、使用料・賃借費、ボランティア保険料等、団体の活動全体に関わる経費に対し助成する。ただし、助成金額は 15,000 円を上限とする。	1 回あたり 501 円以上の団体構成員への謝礼、人件費、団体構成員への交通費、旅費、インターネット接続費 電話、メール、FAX 代 茶菓子代、食事代等

※なお、対象経費並びに対象外経費については、事業報告書の提出時に添付する領収書等で確認できるものとする。

第1号様式(第6条関係)

\_\_\_\_年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日

## 年度 ボランティア活動助成金申請書

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( \_\_\_\_\_ ) \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

このことについて、ボランティア活動助成金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

振込先

金融機関名			支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号		
口座名義	フリガナ			

添付書類 ボランティア登録証又はボランティア登録票の写し  
活動収支予算書 (第2号様式)  
活動計画書・活動報告書 (第3号様式)

第2号様式(第6条関係)

## 活動収支予算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	予算額	左の積算内訳
社会福祉協議会助成		
会費+自主財源	(合計の20%以上の金額)	
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	助成事業に係るすべての経費	左の経費のうち助成対象となる経費	左の積算内訳
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
ボランティア保険料			
その他事業費			
合計			

第3号様式(第6条・第9条関係)

活動計画書・活動報告書

	活動計画		活動報告	
	予定活動内容	参加予定人数	活動内容	参加人数
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

※本様式の控えを保管し、実績報告時に活動報告欄を記載し提出してください。

第4号様式(第7条関係)

日社協第  
年 月 日  
号  
日

ボランティア活動助成金交付決定通知書

様

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日付で申請のありましたボランティア活動助成金について、下記のとおり交付することに決定します。

記

助成交付決定額 金 \_\_\_\_\_ 円



第5号様式(第7条関係)

日 社 協 第 号  
年 月 日

## ボランティア活動助成金交付不承認決定通知書

様

社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  
会 長

年 月 日に申請のありました、ボランティア活動助成金について、日進市社会福祉協議会で審議しました結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

### 記

- 1 通知事項 不承認
- 2 理由 社会福祉法人日進市社会福祉協議会ボランティア活動助成金交付要綱第3条を満たさないため  
第3条 この助成の対象は、本会ボランティアセンターに登録し、次のすべての事項に該当するものとする。
  - (1)本会のボランティアセンターに登録し、ボランティアセンターの活動に協力を希望する団体
  - (2)主に本市内でボランティア活動を行う団体
  - (3)団体構成員が自主的に会を運営し、活動計画を毎年作成し、自主的かつ継続的な活動をしている団体
  - (4)団体の規約等を定め、団体の名称、目的、役員、会員の構成等が確認でき、年間支出の2割以上の会費を徴収している団体
  - (5)団体構成員以外の市民に対し開放された活動を行う団体
  - (6)市民のQOL（生活の質）の向上に効果があり、成果が広く市民に還元される活動をする団体

## ボランティア活動助成金実績報告書

社会福祉  
法人 日進市社会福祉協議会長 あて

団体名 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_

代表者住所 \_\_\_\_\_

代表者連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

ボランティア活動を下記のとおり実施しましたので、ボランティア活動助成金交付要綱第9条の規定に基づき報告します。

### 記

- 1 添付書類 (1)活動収支決算書(第7号様式)  
(2)活動計画書・活動報告書(第3号様式)  
(3)助成金の使途に該当する全ての領収書

第7号様式(第9条関係)

## 活動収支決算書

(1) 収入の部

(単位：円)

項目	決算額	左の積算内訳
社会福祉協議会助成		
会費+自主財源	(合計の20%以上の金額)	
合計		

(2) 支出の部

(単位：円)

経費区分	助成事業に係るすべての経費	左の経費のうち助成対象となる経費	左の積算内訳
諸謝金			
旅費			
消耗品費			
印刷製本費			
備品費			
通信運搬費			
会議費			
使用料・賃借費			
ボランティア保険料			
その他事業費			
合計			

余剰金(社協へ返還) 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

## ボランティア活動助成金返還請求書

様

社会福祉法人日進市社会福祉協議会  
会 長

日社協第 号で交付したボランティア活動助成金について、下記の理由のため、  
全額・余剰金の返還を請求します。

### 記

1 返還金額 金 \_\_\_\_\_ , \_\_\_\_\_ 円

2 返還請求理由

- (1) 申請書に虚偽や違反が認められたため
- (2) 余剰金の報告があったため

3 返還期限

月 日 ( ) までに下記の口座まで振り込んでください。

4 振込口座

金融機関名	あいち尾東農協
支店名	日進支店
預金種目	普通
口座番号	0022212
フリガナ 口座名義	シャカイケンホウジン ニッシンシャカイフクシキョウギカイ 社会福祉法人 日進市社会福祉協議会  カイチョウ 会 長